

第24号議案

品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

品川区立従前居住者用住宅条例（平成6年品川区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号エ中「その他の親族」の次に「または東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、「当該親族」を「当該者」に改め、同条第2号ウ中「その他の親族」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、「当該親族」を「当該者」に改める。

第19条第1項第1号中「または一親等内の血族もしくは姻族」を「、一親等内の血族もしくは姻族またはパートナーシップ関係の相手方」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説明）申込者の資格等において、東京都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けた者を配偶者と同様に扱う必要がある。